



島根県報

平成29年2月28日（火）

第2,881号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地処分（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定	（森 林 整 備 課）	2
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部 改正	（都 市 計 画 課）	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	3

【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録	（森 林 整 備 課）	4
---------------------	-------------	---

【選管規程】

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規程		4
公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程		8

告 示

島根県告示第77号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、浜田市長から浜田二期地区における換地処分を平成29年2月13日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、浜田市長から大津地区における換地処分を平成29年2月13日付けで行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

出雲市多伎町奥田儀1426-6

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第80号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成23年島根県告示第536号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

次の1号を加える。

(9) 浜田市景観計画（平成29年浜田市告示第10号）に定められた景観計画区域内で行う行為

島根県告示第81号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、平成29年2月28日から施行する。

平成29年2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「第116号及び第312号」を「第115号、第116号、第312号及び第315号」に改め、「第5号棟第104号」の次に「第6号棟第102号」を加え、「（第212号）」を「（第113号、第212号）」に、「及び第811号」を「第811号、第815号及び第816号」に改め、表出雲市の項中「第115号」を「第111号、第115号、第213号」に、「第211号」を「第112号、第211号及び第312号」に、

「

牧戸	中層耐火構造 4 階建	昭和49	0.96
	中層耐火構造 3 階建	平成12	
		平成13	
小境	簡易耐火構造 2 階建	昭和57	0.95
		昭和61	
	中層耐火構造 3 階建	昭和58	
		昭和60	
	昭和61		

を

」

「

牧戸	中層耐火構造 4 階建	平成28	0.98	
	中層耐火構造 3 階建	平成12		
		平成13		
小境	簡易耐火構造 2 階建	昭和57	0.95	
		昭和61		
	中層耐火構造 3 階建	昭和58		(第111号の住戸に あつては、0.97)
		昭和60		
	昭和61			

に改め、

」

表益田市の項中

沖田	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.98
----	-------------	-----	------

を

」

「

沖田	中層耐火構造 3 階建	平成元	0.98
			(第113号及び第 212号の住戸にあつ ては、1.00)

に、

」

「第013号」を「第011号及び第013号」に、「及び第312号」を「第312号及び第313号」に、

「

吉田南	中層耐火構造 3 階建	平成 4	0.98
		平成 5	

を

」

「

吉田南	中層耐火構造 3 階建	平成 4	0.98 (第216号及び第413号の住戸にあつては、1.00)
		平成 5	

に改める。

」

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により生産事業者を次のとおり登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成29年 2月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の 苗木育成	
1768	向山 剛之 隠岐郡海士町大字宇受賀234番地2	○		○	○	向山 剛之 隠岐郡海士町大字宇受賀234番地2
1415	有限会社 櫻井エンタープライズ 代表取締役 櫻井 太 益田市美都町三谷2185	○		○	○	有限会社 櫻井エンタープライズ 益田市美都町三谷2185

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 2月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第2号

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和23年島根県選挙管理委員会規程第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「審査に付される裁判官の氏名等の」を「最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第14条の2第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第52条の規定による」に改める。

第2条中「別記様式」を「別記第1号様式から別記第3号様式まで」に改める。

別記様式を別記第1号様式とし、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式

<p>年</p> <p>月</p> <p>日</p> <p>何市（町村）選挙管理委員会</p>	<p>対する投票は無効となりす。</p> <p>審査に付される裁判官とならなかつたので、（氏名）に</p>	<p>最高裁判所裁判官国民審査における裁判官（氏名）は、</p> <p>年 月 日</p> <p>（氏名）により、</p>	<p>注 意</p>
---	---	---	------------

別記第3号様式

変 更 年 後	変 更 前 （ 氏 名 ）	次 の と お り 変 更 が 生 じ ま し た 。	最 高 裁 判 所 裁 判 官 国 民 審 査 に お け る 裁 判 官 の 氏 名 に 、	注 意
月	（ 氏 名 ）			
日				
何 市 （ 町 村 ） 選 挙 管 理 委 員 会				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 2月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和28年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第26条第3項中「第59条の4第3項」を「第59条の4第4項」に改める。

第32条の4中「第32条の2」を「第32条の5」に改め、同条を第32条の7とする。

第32条の3を第32条の6とし、第32条の2の表中「第48条の2第2項」を「第48条の2第5項」に、「第48条の2第3項」を「第48条の2第6項」に、「第16号様式の2」を「第16号様式の3」に、「第32条の2」を「第32条の5」に改め、同条を第32条の5とする。

第32条の次に次の3条を加える。

（共通投票所における関係規定の適用の特例）

第32条の2 共通投票所においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第15条の2、第17条第1項、第28条及び第29条の規定は、適用しない。

第15条第1項	法第37条第2項	法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第37条第2項
	別記第8号様式による	別記第8号様式に準じて作成した
	別記第9号様式により	別記第9号様式に準じて
第16条	法第38条第1項又は第2項	法第41条の2第5項の規定により読み替えて適用される法第38条第1項又は第2項
第17条第2項	法第40条第1項	法第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される法第40条第1項
	投票所	共通投票所
	別記第11号様式により	別記第11号様式に準じて
第19条第1項	法第41条第1項	法第41条の2第6項の規定により準用される法第41条第1項
	投票所	共通投票所
	別記第12号様式によらなければならない	別記第12号様式に準じて行わなければならない
第19条第2項	法第41条第2項	法第41条の2第6項の規定により準用される法第41条第2項
	投票所	共通投票所
第20条	投票所	共通投票所
第23条	投票区名	共通投票所名
第24条	投票管理者は	共通投票所の投票管理者は
	別記第16号様式	別記第16号様式の2
	投票調表	共通投票所投票調表
第25条第1項	投票管理者は	共通投票所の投票管理者は

	選挙人名簿	選挙人名簿の抄本
	次に掲げる書類及び物件を送致しなければならない。 (1) 投票調表（第16号様式） (2) 令第65条（投票所閉鎖後送致を受けた不在者投票）の規定による不在者投票	共通投票所投票調表（第16号様式の2）を送致しなければならない。
第25条第2項	別記第18号様式による	別記第18号様式に準じて作成した
第26条第1項	第24条	第32条の2の規定により読み替えて適用する第24条

（共通投票所を開かず、又は閉じる場合の告示）

第32条の3 市町村委員会は、法第41条の2第3項の規定による告示をするときは、別記第27号様式によらなければならない。

（共通投票所の開閉時刻の特例）

第32条の4 市町村委員会は、法第41条の2第6項の規定により読み替えて準用される法第40条第1項ただし書の規定により共通投票所の開閉時刻を繰上げ、又は繰下げようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、県委員会に提出しなければならない。

- (1) 共通投票所名
- (2) 共通投票所の開閉時刻

第32条の7の次に次の1条を加える。

（期日前投票所を開かず、又は閉じる場合の告示）

第32条の8 市町村委員会は、法第48条の2第3項の規定による告示をするときは、別記第28号様式によらなければならない。

第34条を次のように改める。

（不在者投票記載場所等の設備）

第34条 令第56条第1項（選挙人の属する市町村以外の市町村における不在者投票）、令第57条第1項及び第2項（選挙人の属する市町村における不在者投票）、令第58条第1項（船舶、病院、老人ホーム、刑事施設等における不在者投票）、令第59条の6第9項（指定船舶に乗船中の船員の不在者投票）、令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第56条第1項（選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における在外投票）並びに令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第57条第1項及び第2項（選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村における在外投票）の規定による投票記載の場所は、第20条の規定に準じて設備しなければならない。

第35条第3項中「令第65条の13第2項（選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村における在外投票）若しくは令第65条の14第2項（選挙人が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村以外の市町村における在外投票）」を「令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第53条第1項（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る投票用紙、投票用封筒の交付）」に改め、同条第4項中「から第4項」を削る。

第42条第3項中「第48条の2第2項」を「第48条の2第5項」に、「第49条の10」を「第49条の11」に改める。

第62条（見出しを含む。）中「投票所、期日前投票所」を「投票所、共通投票所、期日前投票所」に改める。

第8号様式の4及び第9号様式の2中「第32条の2」を「第32条の4」に改める。

第10号様式中「投票区」の次に「（第何）共通投票所」を加える。

第10号様式の2、第11号様式の2及び第12号様式の2中「第32条の2」を「第32条の4」に改める。

「	
12 計 ((7)+(4))	

第16号様式中	13 期日前投票者数				を
	14 合計 (12+13)				

「

12 計 ((7)+(i))				に改める。
13 共通投票所投票者数				
14 期日前投票者数				
15 合計 (12+13+14)				

」

第16号様式の2中「第32条の2」を「第32条の5」に改め、同様式を第16号様式の3とする。
 第16号様式の次に次の1様式を加える。

第16号様式の2 (第32条の2)

(第何) 共通投票所

(その1) 共通投票所投票調

区 分		男	女	計
共通投票所における投票者数		人	人	人
共通投票所における投票者数のうち	点字投票をした者の数			
	代理投票をした者の数			

(その2) 仮投票調

(1) 公職選挙法第50条による仮投票

名簿番号	選挙人氏名	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(2) 公職選挙法施行令第41条による(代理投票の)仮投票

名簿番号	選挙人氏名	拒否の理由	仮投票をさせた理由	不服又は異議の理由

(その3) 代理投票調

名簿番号	選挙人氏名	補助者氏名		理 由		名簿番号	選挙人氏名	補助者氏名		理 由	
				心身の故障	その他					心身の故障	その他

第17号様式中「投票区（」の次に「（第何）共通投票所、」を加える。

第22号様式中「（開票）区（」の次に「（第何）共通投票所、」を加える。

第27号様式及び第28号様式を次のように改める。

第27号様式（第32条の3）

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行う何選挙につき、公職選挙法第41条の2第3項の規定により、次の共通投票所を閉じる。（開かない。）

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

共通投票所名	共通投票所の場所

第28号様式（第32条の8）

何選挙管理委員会告示第何号

何年何月何日行う何選挙につき、公職選挙法第48条の2第3項の規定により、次の期日前投票所を閉じる。（開かない。）

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名

期日前投票所名	期 日 前 投 票 所 の 場 所

第32号様式中「投票区」の次に「（第何）共通投票所」を加える。

第44号様式中「~~区~~・~~区~~」を「~~区~~・~~区~~」に、「~~区~~」の次に「~~区~~」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。